

所属機関外利用可能サーバ（機関外サーバ）の運用開始及びガイドライン改定について

平成 30 年 3 月 16 日

国立研究開発法人科学技術振興機構

バイオサイエンスデータベースセンター

平成 28 年 3 月 25 日開催のヒトデータ審査委員会集合審査において説明を行った所属機関外利用可能サーバ（機関外サーバ）について、NBDC ヒトデータベース（以下、JGA）および NBDC グループ共有データベースでの運用を開始する。各機関外サーバの運用開始までの手続き、および、機関外サーバの運用に係る、また、その他の理由によるガイドラインの改定を、以下のように進めることに関し第 8 回データ共有分科会（平成 29 年 8 月 30 日開催）にて審議され了承された。これを受けてメール審議にて開催された NBDC 運営委員会で承認された。概要は以下の通り。

1. 背景

NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインの以下の項目が、データ利用者の現状（すべてのデータ利用者が、自前で高度な解析環境を準備できるとは限らない）と合致していないという課題がある。実際に、データ利用者から、遺伝学研究所のスパコンを利用した解析についての相談を受けている。

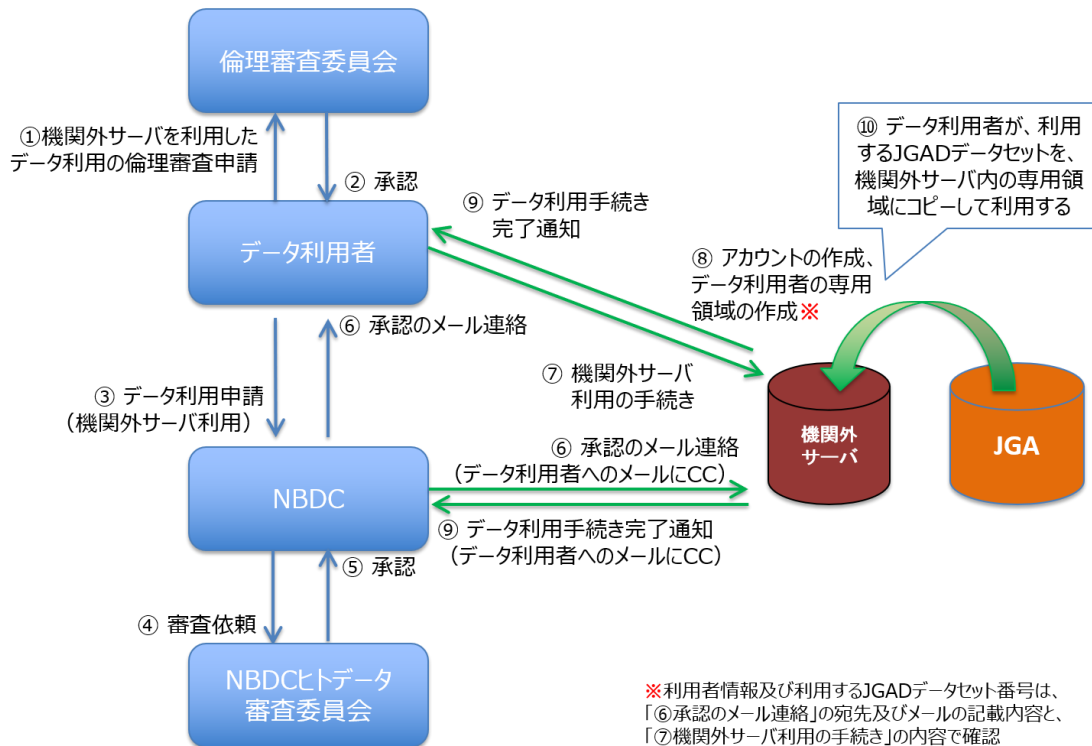
【NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン（利用者向け） 2-1. データ利用の原則】
1. データは、所属組織 LAN に接続する制限公開データサーバ（ファイアウォール機能で所属組織 LAN の他の機器との間の通信が適切に管理されていること）、またはネットワークに接続しない制限公開データサーバに保存し、当該制限公開データサーバ外に移動しないこと。

2017 年 2 月より AMED と共同で運用を開始した AMED ゲノム制限共有データベース（以下、AGD）についても、「データの解析に ToMMo のスパコンを利用できるようにしたい」との AMED の要望がある一方、NBDC ヒトデータグループ共有データ取扱いセキュリティガイドラインに上記と同様の項目があり、現状では AMED の要望に沿うことができない。

2. 対応方針

NBDC ヒトデータベース及び NBDC グループ共有データベースを介して入手したデータの保管や利用を可能にするため、機関外サーバの運用を開始する。これにより、データ利用者が利用できる計算機環境としては、所属機関のサーバの他に機関外サーバも選択することができるようになる。

データ利用申請（機関外サーバ利用）のフロー



機関外サーバ利用申請の流れ

2-1. 機関外サーバの運用開始について

(i) 機関外サーバの要件

以下の全てを満たすこととする。

- ① ヒトに関するデータを解析する環境が既に整っていること
- ② 機関外サーバの運用に関して、日本国内法を準拠法とすること
- ③ NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインを遵守すること
- ④ 機関外サーバとして提供予定のサーバ、システム構成図およびその設置場所に関する情報を提示すること
- ⑤ データ利用者が機関外サーバを利用する際の規約を提示すること
- ⑥ 直近2～3年以内に実施した、システムセキュリティの専門家による監査結果の写しを提出すること

(ii) 運用開始に当たっての要件

機関外サーバの運用に関する覚書（参考資料3）をJST/NBDCと締結すること。

なお、覚書には、以下の項目を盛り込む予定。

- (a) 機関外サーバの運用に関して、日本国内法を準拠法とすること

- (b) NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインを遵守すること
- (c) 機関外サーバの運用に関して、NBDC ヒトデータ共有ガイドラインの観点から不適切な点があると NBDC が判断した場合は、運用の改善に向けて NBDC と機関外サーバ運用者として協議すること
- (d) データベースのデータに関して漏えい事故が発生した場合、NBDC 及びデータ利用者と協力し、セキュリティガイドラインに記載の措置を速やかに講ずること

(iii) 機関外サーバ候補機関

- (i) 機関外サーバの要件の①を満たす、以下の 2 機関が提供するサーバを機関外サーバとし、運用を開始する予定。
 - (1) 国立遺伝学研究所
 - ・遺伝研 DBJ センターは、NBDC と共同で JGA、AGD のデータベースを運営。
 - 機関外サーバの運用及び機関外サーバでのヒトデータの解析に関して、遺伝学研究所の人を対象とする研究倫理審査委員会で承認済み。
 - (2) 東北メディカル・メガバンク機構
 - ・ヒトに関するデータに関して、情報の分譲およびユーザへの解析環境の提供を実施している。

上記 2 つの機関外サーバの運用を実施することで、データ利用者の機関外サーバの利用状況や要望、問題点等を把握の上、今後、更に他の機関のサーバを機関外サーバとして運用をしていくか検討する。

(iv) 機関外サーバの運用開始までの手続き

上記 (iii) に記載の機関が (i) に記載の要件を満たしていることを NBDC が確認することを条件とし、データ共有分科会として、当該機関が提供するサーバが機関外サーバの要件を満たしているかを判断いただく。要件を満たしていると判断された場合には、(ii)に記載のとおり、覚書を締結後、運用を開始することとする。

2-2. ガイドラインの改定について

機関外サーバの運用に関して、NBDC ヒトデータ共有ガイドラインおよび NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドラインへの追記・修正を行った。機関外サーバの運用責任者に求める情報セキュリティについては、データベースセンターの運用責任者に求めるものと同様とした。これに伴い、現行の NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン（データベースセンター向け）を NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン（データベースセンター運用責任者ならびに機関外サーバ運用責任者向け）として改定した。

さらに、これまでに蓄積されている以下の事項に関するガイドラインの変更も行った。

1. 個人情報保護法及び研究倫理指針の改正に伴う変更（資料 2 - 2）赤
2. NBDC ヒトデータベース倫理審査委員会からの意見への対応（資料 2 - 3）青

3. P-DIRECT policy の整理について（資料 2 - 4） 紫

4. NBDC ヒトデータベースにおけるデータの利用及び保管について（資料 2 - 5） 黄

関連するガイドラインについて、修正/変更が必要な個所をまとめ（参考資料 6）、修正内容を各ガイドラインに反映した。

<改定するガイドライン>

- ・NBDC ヒトデータ共有ガイドライン_v4.0……………（参考資料 7）
- ・NBDC ヒトデータグループ共有ガイドライン_v2.0……………（参考資料 8）
- ・改定版 NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン……………（参考資料 9）
- ・改定版 NBDC ヒトデータグループ共有データ取扱いセキュリティガイドライン（参考資料 10）

以上